

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に係る
パブリックコメント手続 実施要領

1. 件名

パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に係るパブリックコメント手続

2. 目的

本要領は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に当たり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、制度導入に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3. 趣旨

流山市は、令和5年4月1日に性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちの実現を目指し、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を施行しました。

同条例第6条第5項に規定する「多様な生き方を選択できる環境づくり」の一つとして、性的マイノリティの方等の生きづらさを解消するため、パートナーの家族も含めた「パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度」を導入します。

制度の導入に当たっては、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて、必要な事項を定めるため、流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱を制定します。

4. 公表する資料

- (1) 流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の概要
- (2) 流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱(案)

5. 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見の募集期間

令和5年9月1日(金)から令和5年10月2日(月)まで 【必着】

7. 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

男女共同参画室（市役所第1庁舎3階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、各福祉会館、各図書館、生涯学習センター、ケアセンター、国際理解サポートセンター、保健センター

(2) 公表場所

市ホームページ

8. 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、住所、事務所又は事業所若しくは学校の名称（5.（2）から（4）までに該当する場合）、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

9. その他

- (1) 意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はいたしません。
- (2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

10. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 総合政策部 企画政策課 男女共同参画室

電話 04 (7150) 6064

FAX 04 (7150) 0111

電子メール danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp

(別紙様式)

パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に対する意見について
(宛先) 流山市長

住 所	
事務所又は事業所 若しくは学校の名称	※ 流山市外に住所を有する方は記入してください。
氏 名	
電 話 番 号	

該当箇所	意 見

○提出期限 令和5年10月2日(月)【郵送の場合は必着】

○提出方法

- (1) 直接持参 流山市役所第1庁舎3階 男女共同参画室窓口
- (2) 郵送 〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所 総合政策部 企画政策課 男女共同参画室 宛て
- (3) FAX 04-7150-0111
- (4) メールアドレス danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp

意見等の公表の際、個人情報である住所・氏名は公表いたしません。